

和光市自立支援協議会委員公募要領

1 趣旨

この要領は、和光市自立支援協議会設置及び運営要綱（平成20年告示第50号）に基づき、和光市自立支援協議会委員を市民から公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 公募する委員の数

市民から公募する委員（以下「公募委員」という。）の数は、3人以内とする。

3 応募資格

公募委員に応募できる者は、市内在住・在勤の18歳以上の者とする。

4 応募方法

応募用紙を記入の上、持参、郵送、FAX又はEメールにより障害福祉課に提出して行うものとする。

5 応募期間

応募の受付期間は、令和8年2月13日（金）から令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）とする。

6 公募の周知

公募の周知は、広報わこう及び和光市ホームページに掲載することにより行うものとする。

7 選考

(1) 応募をした者（以下「応募者」という。）のうちから、選考により公募委員となる者を決定する。

(2) 選考の方法は、原則として合議体による書類選考とする。

8 選考委員会

(3) 選考を行う合議体として、和光市自立支援協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(4) 選考委員会は、次に掲げる者（以下「選考委員」という。）により構成する。

ア 福祉部長

イ 福祉部次長

ウ 障害福祉課長

9 公募委員の選考

(1) 選考委員会は、次の手順により選考を行い、委員を決定する。

ア 応募資格の有無を確認する。

イ 別紙採点表をもとに、応募資格を有する者の論文を採点し、得点の高い者から選考する。

ウ 同点の場合、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等を考慮して選考する。

(2) 選考委員会は、応募者の数が3人以下である場合においても、当該応募者が公募委員として適当かどうかについて審査を行い、不相当と認めたときは、当該応募者を公募委員としないものとする。

10 公募委員の決定及び通知

公募委員に決定したときは、応募者に対して決定の可否を書面により通知するものとする。

和光市自立支援協議会公募委員

作文評価表（ 委員）

評価項目 番号	応募動機が明確に記載されているか	協議会の役割・趣旨を理解しているか	応募動機から委員としてふさわしい活動をしていくことが期待できるか	総合点
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 評価の方法は、各評価項目 3段階評価とする。

【評価基準】

- 3（優れている）
- 2（適切である）
- 1（課題がある）